

LGBT（性的少数者）の人権と個人の尊厳を守る社会の実現を求める意見書

一人ひとりの人間の性自認、性的指向や心の性は実に様々で、「LGBT性的少数者」と称される人々の割合は、日本の人口の約7.6%、950万人ともいわれています。これまで当事者と市民の運動でこれらの人々への理解が深まり、差別の解消や偏見をなくし、生活の向上と権利の拡大のための取組が進められてきました。

法律上の性別が同じカップルが結婚できないのは憲法違反と正面から問う日本で初めての訴訟「結婚の自由をすべての人に」の提訴（2019年2月14日）から4年、現在、日本では、255の自治体が独自にパートナー関係を公的に証明する「パートナーシップ制度」を実施し、人口の65.2%をカバーするまでになっています。近江八幡市も、令和5年度からパートナーシップ制度をスタートさせる方向です。しかし、自治体のパートナーシップ制度では、共同親権も相続権もなく、配偶者控除も受けられないなど、法的効果がありません。

2021年札幌地裁と東京地裁は、同性愛者がパートナーと家族になる法制度がないことは、個人の尊厳に照らして合理的理由があるとは言えず、憲法24条2項に違反する状態と判断しました。G7のうち、同性カップルの関係性を法的に保障していないのは日本だけです。その遅れで、差別と偏見が日常のあらゆるところにはびこり、彼らを日々傷つけています。LGBT差別禁止法の制定、同性婚制度の整備など、今こそ早急に法整備を進めるべきです。

少数者の人権を守り、すべての人がありのままの自分で暮らしていける社会を実現するために、国におかれましては早急に、LGBT差別禁止法の制定、同性婚を可能にする民法の改正を進められるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

近江八幡市議会

衆議院議長	細田	博之	殿	}	宛
参議院議長	尾辻	秀久	殿		
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿		
内閣官房長官	松野	博一	殿		
総務大臣	松本	剛明	殿		
法務大臣	齋藤	健	殿		
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿		